

I 廃棄物とは

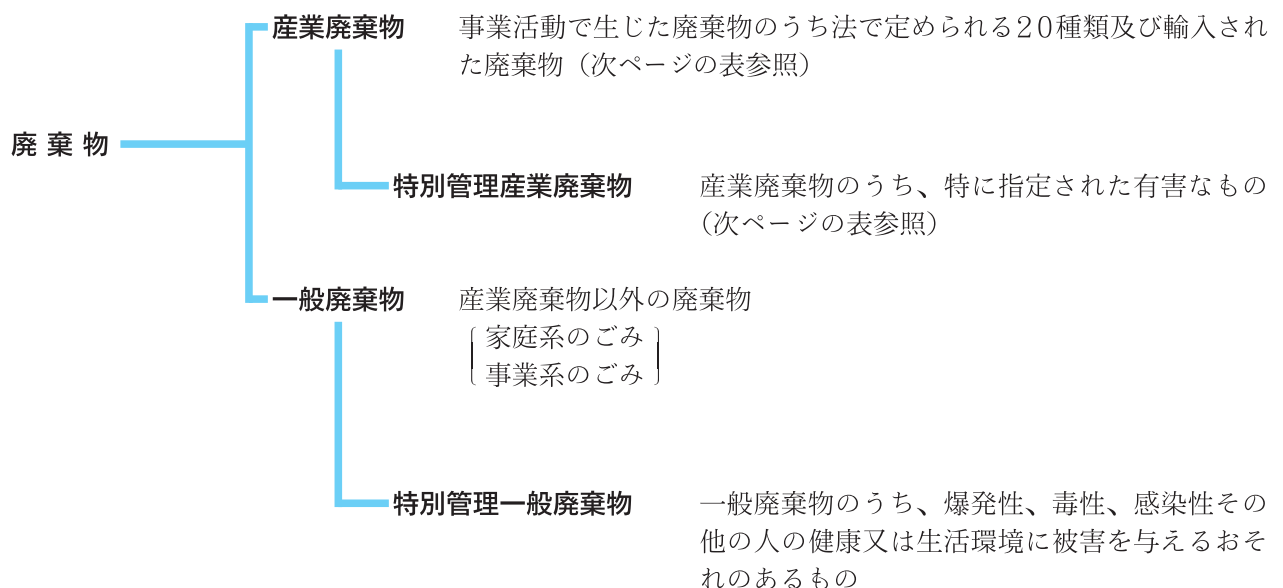
■ 廃棄物とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」（法第2条第1項）と規定されています。

また、廃棄物該当性の判断については、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。」（令和3年4月14日環循規発第2104141号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の指針について（通知）」）とされています。

■ 廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく分けられます。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法で定められている廃棄物を指し、「一般廃棄物」は産業廃棄物以外の廃棄物を指します。



● 廃棄物の種類

法では、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものを「廃棄物」としており、放射性を有するもの^{*1}や、土砂及び土砂に準ずるもの^{*2}などは含まれません。

※1 放射性物質等による汚染防止措置については、原子力基本法等の特別法で定める。

※2 港湾、河川等のしゅんせつ土砂（ヘドロ）、漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの。

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法律で定められたものが「産業廃棄物」です。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を及ぼすおそれがある性状を有するものは、施行令第2条の4で「特別管理産業廃棄物」として指定されています。

産業廃棄物の種類と具体的な例は、次ページの表をご覧ください。

産業廃棄物と特別管理産業廃棄物

産業廃棄物	特別管理産業廃棄物（57ページ参照）
法第2条第4項第1号 1 燃え殻 石炭がら、焼却炉の残灰、廃活性炭（泥状のものを除く）、煙道・煙突に付着・堆積したすす 2 汚泥 有機性汚泥（下水道汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥） 無機汚泥（研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、洗浄汚泥） 3 廃油 鉱物性油、動植物油、廃溶剤、固形油 4 廃酸 無機廃酸（硫酸、塩酸）、有機廃酸（酢酸） その他（写真定着液） 5 廃アルカリ 写真現像液、廃ソーダ液 6 廃プラスチック類 合成樹脂くず（ポリウレタン、スチロール、合成皮革）、FRP、合成ゴム（廃タイヤ等）、塗料かす、印刷インキかす	施行令第2条の4及び施行規則第1条の2 1 廃油（廃油のうち揮発油類、灯油類及び軽油類：又はこれらを使用することに伴って排出される廃油で、引火点70℃未満のもの） 2 廃酸（pH2.0以下のものであって、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 3 廃アルカリ（pH12.5以上のものであって、特定有害産業廃棄物であるものを除く。） 4 感染性産業廃棄物 5 特定有害産業廃棄物 ・廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物 ・廃水銀等 ・廃石綿等（石綿建材除去事業に係るもの等） ・有害産業廃棄物（水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、ひ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン又はその化合物を基準以上含んでいる汚泥、銹さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど、また、ダイオキシン類を基準以上含んだばいじん、燃え殻、汚泥）
施行令第2条 7 紙くず ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）。 ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。 ③出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。 ④製本業及び印刷物加工業に係るもの。 ⑤PCBが塗布され又は染み込んだもの。 注：これ以外の業種から発生した不要な書類やコピー用紙などは、事業系一般廃棄物となります。 8 木くず ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）。 ②物品賃貸業に係るもの。 ③貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）。 ④木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。 ⑤パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの。 ⑥PCBが染み込んだもの。 注：これ以外の業種から発生した廃木材などは、事業系一般廃棄物となります。 9 繊維くず ①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）。 ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。 ③PCBが染み込んだもの。 注：天然繊維くずが含まれるものに限ります。また、これ以外の業種から発生した不要な衣類やウエスなどは、事業系一般廃棄物となります。	10 動植物性残さ 食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。 注：これ以外の業種から発生した生ごみなどは、事業系一般廃棄物となります。 11 動物系固形不要物 と畜場法で規定されると畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物。 12 ゴムくず 天然ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 15 銹さい 高炉、転炉、電気炉などの残さ、不良石炭、粉炭かす、廃鋳物砂など 16 がれき類 工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ、アスファルトくず 17 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。） 18 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。） 19 ばいじん（法で規定される施設から発生し、集じん施設で集められたものに限る。） 20 13号廃棄物 1～19又は21を処理したもので1～19に該当しないもの 21 輸入された廃棄物（航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。）

※ は、発生する業種、施設又は対象物が限定されています。